

**(7) FAC6088 沖大東島射爆撃場 (Oki Daito Jima Range)****ア 施設の概要**

(ア) 所在地：島尻郡北大東村（字ラサ）

(イ) 面積：1,147千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
北大東村	—	—	—	1,147	1,147

(ウ) 地主数：1名

(エ) 年間賃借料：公表されていない

(オ) 主要建物及び工作物：—

(カ) 基地従業員：—

**イ 使用状況**

(ア) 米軍部隊名

○管理部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部

○使用部隊名：海軍

(イ) 使用主目的及び使用条件（5.15メモ等より）

○使用主目的：艦対地及び空対地射爆撃場

○使用条件：

a 使用時間

第1及び第2水域は、1日24時間で月平均15日。ただし、年間180日を超えないものとする。

b 用途

あらゆる艦船用の在来型弾薬を使用する艦対地射撃及びあらゆる航空機用の在来型弾薬を使用する空対地射爆撃。合衆国軍隊は、射爆撃場内に訓練に参加していない船舶又は航空機がないことを確認する。

c 通告の方法

合衆国当局は、水域を使用する場合は、原則としてその15日前に防衛省へ通告する。ただし、予測し難い事情のある場合は遅くとも使用の6日前までに通告する。

d 制限の内容

水域は、特定された使用期間中、合衆国軍隊の排他的使用のため制限される。合衆国政府は、合衆国軍隊が使用しない期間中は、水域の使用を制限しない。

(ウ) 施設の現状及び任務

この射爆撃場は、那覇の南東約408キロメートルの太平洋上に位置し、島全体が射爆撃場となっており、米海軍の艦艇による艦対地射撃場及び海軍機等による空対地射爆撃場として使用されている。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項（a）：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○陸・海・空自衛隊	訓練場用地	1,147千㎡	平27.11.1

b 地位協定第2条第4項（b）：なし

(オ) 沿革

昭和33年12月18日 米海軍の射爆撃場として使用開始。

昭和47年5月15日 提供施設・区域となる。

**ウ 周辺状況等**

(ア) 地域との関わり

沖大東島射爆撃場の所在する北大東村の面積は13.07平方キロメートル、令和2年10月1日現在の人口は590人であり、村面積に占める米軍基地の割合は、8.8パーセントである。この施設は復帰の際国有地として扱われ、防衛施設庁（当時）が地主との賃貸借契約なしに1年間も賃借料を支払わずに使用し、昭和48年10月12日になって民有地として訂正された経緯がある。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

平成9年10月19日、石垣港の南西約6.5キロメートルの地点で、航行中の旅客船の船員により、

直径70センチメートル、長さ4.8メートルの米軍航空機の燃料タンクが発見され拾得された。同タンクは、同年9月20日、沖大東島射爆撃場の上空において航空機の訓練の際に公海上で投棄された2つのタンクのうちの1つであることが判明した。

**エ 返還計画・跡地利用計画**

(ア) 返還計画

なし。

(イ) 跡地利用計画

策定されていない。